

平成26年度指定障害福祉サービス事業者等（日中系・居住系・障害児支援）の実地指導の結果について

1 平成 26 年度における実地指導及び監査の実施方針

指定障害福祉サービス事業者等の指導実施方針及び監査実施方針のとおり

2 指導監査実施結果

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 障害者支援施設（短期入所併設含） | 5件 |
| (2) 日中系サービス事業所 | 19件 |
| (3) グループホーム | 7件 |
| (4) 障害児通所支援事業所 | 17件 |
| (5) 障害児入所施設 | 2件 |

3 主な指摘事項一覧

【共】各サービス共通

【施】障害者支援施設

【日】日中系サービス事業所

【グ】グループホーム

【児】障害児通所支援事業所

- (1) 必要な職員数を満たしていなかった。【共】
- (2) 欠席時対応加算を算定するにあたり、必要な手続きがとられていなかった
【共】
- (3) 個別支援計画作系に係る必要な手続きがとられていなかった。【共】
- (4) 身体拘束を実施している利用者があるが、必要な手続きが取られていなかった。
【共】
- (5) 職員の健康診断が適切に実施されていなかった。【共】
- (6) 運営規程等、事業者内に必要な掲示がされていなかった。【日】
- (7) 生産活動に係る事業の作業工賃の配分に関する基準が作成されていない。
【日】
- (8) 代理受領通知書が作成されていなかった。【共】
 - ・領収証の宛先が通所給付決定保護者となっていなかった。【児】
 - ・代理受領通知書の宛先が、通所給付決定保護者となっていなかった。【児】
- (9) 利用者からの預かり金の取り扱いについて、手続きに関する規定に不備があり、また、規定どおりの取り扱いとなっていない事例が確認された。【施】
- (10) 虐待防止や身体拘束廃止に関する内部研修が実施されていない。また、虐待防止虐待及び身体拘束に関するガイドライン等を整備していない。【共】
- (11) 職員の守秘義務を担保する書面等が交わされていない。【日】
- (12) 避難訓練を未実施【日】

資料 1 1 (午後)	平成 2 7 年 3 月 1 9 日 (木)
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市保健福祉局高齢障害部障害企画課	

今年度、特に指摘の多かった個別支援計画の作成手順等について

千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 第 5 9 条 他

○ 計画見直しの時期の目安は、サービス種類ごとに異なる。見直しの結果、必要な場合は、計画の変更を実施する。

□療養介護、生活介護、共同生活援助、就労継続支援、障害児通所支援
⇒6月に1回以上見直す。

□自立訓練（機能・生活）、就労移行支援
⇒3月に1回以上見直す。

【個別支援計画の作成手順イメージ】

No.	内 容	注意事項
1	アセスメントを実施し、記録を作成する。	基本情報、本人の要望等を面接にて聴く。
2	支援計画の原案を作成する。	
3	支援計画の原案について、担当者会議を開催し、その記録を残す。	
4	支援計画原案を利用者または家族に説明する。	場合によっては、原案を修正する。
5	文書により利用者の同意を得る。（署名等）	
6	個別支援計画を交付する。	
7	個別支援計画を保管する。	同意を得た計画を保管する。
8	モニタリング（実施状況の把握、継続的なアセスメントを含む）を実施する。	
9	モニタリング結果を利用者、家族に説明する。	
10	継続的なアセスメント、モニタリングを実施し、計画の継続、または変更を行う。	少なくとも6か月（※）に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。 ⇒4へ

（※）自立訓練、就労移行支援は3か月に1回以上。